

議第 1 7 7 号

呉市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例

呉市歴史民俗資料館設置条例（平成 1 7 年呉市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 5 条，第 5 条の 2 関係）		別表（第 5 条，第 5 条の 2 関係）	
名称	入館料（一人 1 回につき）	名称	入館料（一人 1 回につき）
略		略	
安浦歴史民俗資料館 （南薫造記念館）	<u>1 5 0 円</u>	安浦歴史民俗資料館 （南薫造記念館）	<u>2 0 0 円</u>

付 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

安浦歴史民俗資料館の入館料の額の改定をするため，この条例案を提出する。